

納税者の皆様へ

国税庁の使命は「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現することであり、その使命を果たすため、納税者サービスの充実に努めるとともに、適正な申告を行った納税者の皆様に不公平感を与えないよう、適正・公平な課税・徴収に努めているところです。しかしながら、経済活動の国際化、ICT化の進展等、税務行政を取り巻く環境は変化していることから、そうした中で引き続き我々の使命を果たしていくべく、様々な取組を行っています。

納税者サービスの充実の面では、国税電子申告・納税システム（e-Tax）や確定申告書等作成コーナーなどのICTを活用した利便性の高い申告・納付手段の充実に取り組んでいます。

特に、e-Taxについては、利用者の利便性向上の観点から、スマートフォンやタブレットによる納付手続等サービスを開始したほか、公的個人認証に基づく電子証明書を利用しない新たな認証方式の導入や添付書類のイメージデータによる提出など、更なる利便性向上に向けた施策に取り組むこととしています。

適正・公平な課税・徴収の実現の面では、納税者の皆様の利益の保護を図りつつ、大口・悪質な事案には組織的に厳正な対応を行うほか、社会・経済状況の変化に応じ、富裕層や国際的な事案などにも積極的に取り組んでいます。

特に、国際的な租税回避行為に対しては、平成26年1月から提出いただいている国外財産調書や各国税務当局との情報交換等により得られた情報などを積極的に活用してまいります。

平成28年1月から本格的な運用が開始される社会保障・税番号制度においては、国税庁が、法人番号の付番機関になるとともに、個人番号及び法人番号の活用機関となることから、システム整備等を的確に進めています。さらに、制度の導入を契機として、納税者の皆様の利便性を向上させるとともに、課税・徴収事務が一層充実し、より効率的なものとなるよう、業務・システムの見直しを進めることとしています。

国税庁としては、こうした様々な取組を通じて、納税者の皆様に適正かつ円滑に申告・納税をしていただけるよう努めてまいります。

このような税務行政を推進していくに当たっては、納税者の皆様の税務行政に対する理解と信頼が不可欠と考えており、これまでも国税庁の様々な課題や取組方針、各種施策について、ホームページ、報道発表等を通じて、できる限り分かりやすくお知らせしています。

この国税庁レポートもこうした取組の一つであり、国税庁の1年間の活動やその年のトピックについて、統計資料等を交えながら説明しています。

この「国税庁レポート2015」が税務行政に対する皆様のご理解を深める一助になれば幸いです。

平成27年(2015年) 6月

国税庁長官 **林 信光**